

令和5年11月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和5年11月6日  
武雄市農業委員会

令和5年11月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年11月6日(月)  
(開会)13時30分 (閉会)14時20分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	8件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	6件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第6号	武雄市非農地証明願	6件
報告第1号	農地法第4条第1項第9号の規定による届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

---

## 《開会》

---

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和5年11月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員19人の出席、欠席者0名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和5年11月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。その後に1件の報告事項がございます。

本日の議事録署名人に、議事録署名人に、1番 大島 栄 委員、11番 川口 敏広 委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 10月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

## 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が8件提出されております。このうち申請番号8番については、私との利害関係があるため、議案第1号、申請番号1番から7番までの説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。〇〇町の畑7筆の508㎡。「譲渡人は、遠方に住んでいるため空き家と併せて農地も手放したい。譲受人は、空き家を購入するため併せて農地も購入し耕作したい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、7筆で〇〇円となっています。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆105㎡。「譲渡人は、耕作する者もないし売買の相談があったので譲りたい。譲受人は、圃

場確保のため譲り受けたい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、交渉中です。

申請番号3番につきまして、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあります、田1筆985㎡です。「譲渡人は、市外に住んでいるため耕作・管理ができない。譲受人は、小作契約をして耕作しているため譲り受けたい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は〇〇円です。

申請番号4番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆の310㎡。「譲渡人は、現在耕作しておらず、管理することも難しい。譲受人は、自宅に近く、耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては〇〇円です。

申請番号5番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります、田1筆、畑1筆の合計面積1,628㎡です。「譲渡人は町外にすんでおり、後継者もいないため譲りたい。譲受人は空地バンク登録の宅地と山林をあわせて購入した。」ということで申請が提出されています。農地の価格は宅地を含めた価格のため不明です。

申請番号6番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田2筆2,588㎡。「譲渡人は、後継者がいないため譲りたい。譲受人は、譲渡の相談があったので譲り受けて耕作したい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、2筆〇〇円です。

申請番号7番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあります、畑1筆97㎡です。「譲渡人は、高齢のため耕作・管理ができないため贈与にて譲りたい。譲受人は、自宅の横にあるので、耕作・管理がしやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は〇〇円です。

**会 長** 議案の説明が終わりました。この7件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番委員** 1番についてですが、〇〇さんは92歳の高齢で一人息子が〇〇県に住んでいて母を引き取りたいということで、残った農地と家を手放したいということで〇〇の人が購入したいということで〇〇で工房を開いているが武雄に移り住み農地も耕作したいということで問題ないと思い承諾しました。

**会 長** 他にありませんか。他に無いようですので、質疑を開始します。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** それでは、無いようですので、質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による7件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号、農地法第3条の規定による7件の許可申請については、許可することに決しました。

会 長 では、ここで議事進行を代理と交代します。

会長代理 それでは、議案第1号、申請番号8番です。これは会長との利害関係のある案件ですので、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、申請番号8番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(会長退席)

会長代理 申請番号8番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 申請番号8番。権利の内容は所有権移転。○○町の畑1筆274㎡。「譲渡人は、町外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は、譲渡の相談があったので譲り受けたい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、交渉中です。

会長代理 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。  
地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会長代理 特に無いようですので、質疑を開始します。  
ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 質疑をとどめます。  
申請番号8番は、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。  
よって、申請番号8番は、農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決しました。

会長代理 では、ここで議事進行を会長と交代します。

(会長入室)

---

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

---

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。農地は〇〇町の田1筆242㎡。申請事由は「耕作する農地の一部を分筆。農振地区分を「農業用施設用地」に変更できたため農業用倉庫を建築したい。」ということです。工事完了時期は令和6年6月となっております。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。

申請番号2番。〇〇町の田1筆、畑1筆、合わせて170㎡。申請事由は「自宅裏手の里道を拡幅し、車両の進入路を確保したい。あわせて、安全に駐車できるように駐車スペースを新設したい。」ということです。農振除外手続きは済んでいます。工事完了時期は令和5年11月となっております。

農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 1番の件ですがこの農地にはパイプラインが通っているのですがその工事については集落と折半すると話がついたのので了承しました。

会 長 他にありませんか。無かったら質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 1番の軽微な変更済とはどういうことですか。

事務局 農振地区内での農業倉庫を建てるには、用途を農業用施設にするために軽微な変更の手続きが必要である。その手続きが済んでいるということです。

会 長 他にありませんか。無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

---

### 《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

---

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番。権利の内容は貸借権設定となっております。土地につきましては、〇〇町の田1筆の面積149㎡です。申請理由は、「現在自営業を営んでいるが、従業員の駐車スペースがなく、申請地を相談したら承諾が得られたので申請するものです。」ということで工事完了時期は令和6年1月31日となっております。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆の面積635㎡です。申請理由は、「現在保育園を運営しており、125人ほどの園児を預かっている。年間行事が多いなか、駐車スペースが少なく、近隣に迷惑をかけていた。園舎隣の農地を相談したところ承諾を得られたので申請するものです。」ということで、工事完了時期は令和6年3月31日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は所有権移転設定となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積104㎡です。申請理由は、「自宅敷地には駐車スペースがないので、駐車場を確保したい。」ということで工事完了時期につきましては許可後現状のまま利用するという事です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積178㎡です。申請理由は、「小中学校、スーパー等徒歩10分圏内の好立地のため利用価値が高いと考え申請するものです。」ということで宅地分譲の1区画分です。工事完了時期は令和6年5月

31日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号5番です。権利の内容は賃貸借権設定になっており土地は〇〇町にあります田1筆の面積が82㎡です。申請事由は、「自宅を新築するにあたり、進入路が狭いため隣地の田の所有者に相談したところ了承されたので、田の一部を進入路として転用したい。」ということで農振除外済の土地で、工事完了時期は令和6年2月予定となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号6番です。権利の内容は使用貸借権設定になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積84㎡です。申請理由は、「老朽化した家屋の建て替えにあたり、土砂災害特別警戒区域にかからないよう考慮した結果、申請地を宅地の一部として利用せざるを得なかったため。」ということです。工事完了時期につきましては令和6年8月10日となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇番委員 番号1番は、自営されていて駐車場が狭いということで土地的にも問題なかったのです承した、2番は〇〇保育園の横の送迎用駐車場が狭かったので近くにある農地の所有者が高齢で耕作できないので譲りたいということで問題ない為に承しました。

会 長 他に何かございませんか。他に無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第3号農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

—————《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更及び農地法5条許可申請》—————

**会 長** 次に議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第4号について説明します。申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更及び農地法5条の承認申請です。土地は、〇〇町の田4,993㎡で申請事由は「株式会社〇〇の不動産部門を独立させ、新会社として設立した〇〇株式会社が運営することとした。」ということです。当初の許可は令和4年の3月9日に出されていて、工事完了時期は令和5年9月18日になっておりますが〇〇が開発行為、宅地の造成、上下水道工事まで済んでおり、残りの工事として新築の15棟分譲、建設を〇〇が実施をすると聞いています。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**会 長** 議案の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** それでは、質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長** 異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

---

《議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》

---

**会 長** 次に、議案第5号を議題といたします。議案第5号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

**事務局** 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第8号利用権設定計画(案)」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、4件、7筆、7693㎡。

橘町、田、再設定、12件、13筆、24974㎡。

朝日町、田、再設定、3件、5筆、9476㎡。

若木町、なし

武内町、田、再設定、1件、2筆、3670㎡。

東川登町、西川登町は、なし。

山内町、田、新規、3件、3筆、6215㎡。

再設定、5件、7筆、10406㎡。

北方町、田、再設定、5件、11筆、23550㎡。

となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については16ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 ないようですので質疑を止めます。  
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

---

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

---

会 長 次に議案第6号を議題といたします。武雄市非農地証明について、6件の証明願いが提出されています。申請番号1番については、〇〇番 〇〇委員の案件であり、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、議案第6号1番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇番委員 退席)

会 長 申請番号1番について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の申請番号1番について御説明をさせていただきます。

す。議案書の8ページをお開きください。

土地につきましては、〇〇町にあります、畑2筆です。約50年前に父が植林をし、現在は山林となっている。ということで人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合自然的荒廃農地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上経過していることから非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。申請番号1番について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 ないようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので質疑をとどめます。申請番号1番の武雄市非農地証明について、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案番号1番については原案どおり証明することに決しました。

(〇〇番委員 入席)

会 長 では、ここで議事進行を代理と交代します。

(議事進行交代)

会長代理 それでは、議案第6号、申請番号2番です。これは〇〇番委員との利害関係のある案件ですので、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、申請番号2番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇番委員 退席)

会長代理 では申請番号2番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 申請番号2番、土地は〇〇町の畑7筆4、273㎡です。平成5年に祖

父が亡くなって以降は耕作をしておらず、山林化している。ということで自然的荒廃土地でありかつ耕作できなくなってから10年以上経過している土地であり、非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものがあります。以上審議をお願いします。

**会長代理** 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

**会長代理** ないようですので、質疑を開始します。ご意見、ご質疑等あれば出してくださいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

**会長代理** 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。申請番号2番の武雄市非農地証明について、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なし)

**会長代理** 異議なしと認めます。よって、申請番号2番の武雄市非農地証明については、原案どおり証明することに決しました。

(〇〇番委員 入席) (議事進行交代)

**会 長** それでは、次に申請番号3番から6番について事務局から説明をお願いします。

**事務局** 申請番号3番は申請番号4番と隣接しており合わせて説明いたします。場所は〇〇町にあります、田1筆の41㎡と18㎡です。昭和49年に宅地の一部として利用を開始した。その後相知山内線道路事業により平成28年頃家屋を解体し、現在に至る。ということで人為的に無断転用された土地でありかつその転用行為が20年以上経過しているもので非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

続いて申請番号5番です。土地は〇〇町にあります、畑1筆902㎡です。申請人は昭和62年より所有者となったが、遠方に住んでいることから管理が難しくなった。現在は雑木林状態となっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号6番、土地は〇〇町にあります、畑1筆136㎡です。申請人は昭和30年頃に1280番1に新築した時から宅地の一部として利用している。

ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

〇〇番委員 6番ですがここは40年以上前から雑種地化しており宅地にされるということで実態が農地ではなく宅地にしても問題ないので了承しました。

会 長 他にありませんか無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第6号、申請番号3番から6番の武雄市非農地証明について、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第6号、申請番号3番から6番の武雄市非農地証明については、原案どおり証明することに決しました。

#### ————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について》 —————

会 長 次に報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」1件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」説明します。議案書の10ページをご覧ください。

番号1番、〇〇町の畑1筆面積は27㎡です。登記簿面積は532㎡でそのうち27㎡を平成元年頃に農業倉庫を建設されたということで始末書の提出をしてもらっています。事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

〇〇番委員 農地パトロールの時に発見し申請した方がいいということで提出をされた

ものです。

会 長        それでは報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長        特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

---

《 閉 会 》

---

会 長        それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和5年11月の農業委員会総会を終わります。